

氏 名 流 石 智 子
学位の種類 博士 (社会学)
学位記番号 甲 第 6 1 号
学位授与の日付 2015 年 3 月 18 日
学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項 該当
学位論文題目 **歴史的にみる母子家庭の政策の変遷とその課題**

学位審査委員 主査 教授 杉 本 貴代榮
副査 教授 王 文 亮
副査 教授 藤 森 清

論文内容の要旨

1. 本論文の構成

本研究は、歴史的にみて母子家庭の施策がどのように変遷をしたのかを、ジェンダー視点で考察するものである。

第 1 部は、第 2 次世界大戦前から戦後の時代を区分して、当時の主たる重要な母子福祉施策の成立及びその背景について考察する。第 2 部は、調査データから現代の母子家庭の現状を分析し、施策の課題や今後の動向について考察する。この調査は、2010 (平成 22) 年に行われた「母子家庭の子どもを中心とした生活実態 (ヒアリング) 調査」で、全国母子寡婦福祉団体協議会が中心となって実施したものである。著者は調査委員会の委員長として、本調査の企画、実施とともにアドバイザーとして参加した。本調査は研究倫理に則って行われ、個人が特定できない配慮をして実施された調査であり、本論文においても同様である。

第 1 部は「序章」から始まり、5 章立てになっている。「第 1 章 戦前期 母子保護法を中心として」「第 2 章 戦中期 母子保護法下での母と子の生活」「第 3 章 戦後期 第 2 次世界大戦後の母子家庭施策」「第 4 章 福祉施策の停滞と要求の増大期 母子福祉資金の貸付等に関する法律をてがかりにして」「第 5 章 母子福祉政策の展開期 母子福祉法の成立を中心にして」である。

第 2 部は、「現代の母子世帯がかかえる生活実態と施策利用の実態」(『母子家庭の子どもを中心とした生活実態調査』からの考察) をテーマに 4 章立てになっている。「第 6 章 調査の特色および調査アンケートからみる現代の母子家庭の全体像」「第 7 章 母親の記述からみる現代の母子家庭」「第 8 章 調査員からみた母子家庭の現状」「第 9 章 おわりに」である。

2, 研究の背景と視点

女性は、ジェンダーバイアスに苦しめられてきた歴史がある。最近の母子家庭の現状は、女性の貧困と子どもの貧困という大きな問題を抱えている。この現象は、母子家庭の歴史の変遷の中からもわかるが、女性がひとりで子育てするという状況になった時、収入が不安定な母親は、家族に依存することや公的制度の利用によって何とか生活を維持してきた歴史がある。母子家庭は、女性の経済的自立が難しいという実態によって、いつの時代でも子育て問題、教育問題や就労問題等を抱える厳しい実情であった。このことに着目して、時代の中に潜在的にある女性差別の問題から母子福祉施策の成立やその背景をジェンダー視点で明らかにすることが、本研究の目的である。

歴史的には母子保護法の制定（1937・昭和12年）の前後をとりまく社会状況は、女性であることが大きな差別の対象であった。これは、女性差別そのものが社会の中で当たり前になっていたからである。大正デモクラシーをはじめとして、その社会構造の矛盾に気づく人達も現れてくる。戦後になって男女平等が新憲法等に定められても、現代社会における男女の不平等は、社会生活の中に潜在的に残っている。この背景が女性を生きづらくしている。

母子家庭のおかれていた厳しい状況を日本固有の歴史的背景の中で捉え、女性がひとりで子どもを育てるという視点から、国はどのような施策で対応をしていたのかを明らかにしていく。救護法（1932・昭和7年）が実施されるが、非常に限定的に施行され、13歳以下の子どもへの対応があったが、母子家庭への対応として考えることは難しい。やっと母子家庭に目が向けられたのは、母子保護法の成立の前後からである。この時代に、何が起因してこの法律が制定されたのか、母子はどのような存在として扱われたのかについて考察する。戦争で母子家庭になった死別母子家庭と生別母子家庭の社会的支援について見ると施策差があり、当時の母子家庭を施策の上で選別していたことが明らかである。

女性は、資本主義の社会構造の中で、重要な役割を背負っている。女性労働の役割は、女性の労働力が必要な時はかりだされ、景気が悪化すると、子どものためには家庭にいて、景気の調整役として位置付けられている。その考え方が潜在的に社会の中に根付いている。表面的には、子育ての中心は母親（女性）とした子育て観を社会は当たり前としていた。家計が苦しい時はパート労働などで仕事をしながら、家庭を守るのは女性という母性信仰の考え方が広くある。近年、結婚したら家庭に入り専業主婦願望の人もいるが、働きたくても働くことができないのであれば問題である。まして、女性は労働について男女という性差別によって社会的に操作されてきた存在であることを忘れてはならない。男女共同参画社会とは、そのような差別がない社会を目指す考え方であることは言うまでもない。現状をみると、選択の自由としての仕事をするかしないか以前に、夫婦共働きでなければ、生活できない人達もいる。母子家庭になり、女性が子どもを抱えて、仕事と育児の両面から生活しなければならなくなった時、この性差別の問題は母子家庭の生活問題として重くのしかかる。男性がひとり親になったとしても、母子家庭と事情が異なり、収入

面だけみてもかなりの収入の差がある。女性の貧困化は、社会構造の中で容認されてきたことなのである。人が働くことは社会人として当然とされるが、女性が働くことは当然視されず、働かなくてもよいとされていることに対して、社会がどう向き合うべきかを、女性差別・ジェンダーとの関係で考える。

3. 本研究の特色

母子家庭施策の歴史研究の先行研究はいくつかあるが、ジェンダー視点に焦点を当てた母子家庭施策の歴史的研究はほとんどみられない。特に歴史は男性側からの記述を中心に語られることが多い。男性を主軸に動いていた社会は、その歴史を述べる時、ジェンダーの視点が入る隙間すらなかった。大日本帝国憲法を支柱に、旧民法を背景に持つ男性社会の社会構造は、家族制度を中心とする家父長制思考で形成されていたことは周知の通りである。母子家庭にかかわる制度施策もその例外ではなく、家父長性家族を維持するために、国家の維持のために、男性と女性は役割を明確にして、家父長や家督を継承する男性（長男）を基軸に社会が構成され、営まれていた。そこには、女性の生きざまを知るすべは少なく、そのこと自体が女性に対しての差別を表しているのである。特に母子家庭は、家族制度の下に家族の中に包括されることで、母子家庭が抱える問題は個々のものとして、社会問題となることすらなかった。そのことは、日本特有の問題と考えられる。

このような社会は、第2次世界大戦後、新憲法が制定されるまで続いたのである。日本においては、第2次世界大戦後に、女性の平等が憲法に掲げられたが、現代に至るまで、女性は戦前の女性差別の歴史をひきずりながら生きている。残念ながら今においてもジェンダーバイアスは残り、国の制度設計や実施の背景には根強く家族の存在を意識したものがあり、その考えは消えていないのが現状である。

このような現状を考えると、根深く残る家族制度の存在は、どのような変化のなかで母子家庭の制度に影響し、現代の母子家庭の貧困化やその子ども達の貧困化が、どのように顕在化しているか気になるところである。先行研究では、ジェンダー視点を持ち、歴史的視点で、母子家庭の制度や施策について考察する研究はほとんどみられない。歴史から現代をみて、そして現代の母子家庭施策の課題やその先の制度計画を試みるためには、この視点で歴史をみていく必要があると考える。それ故に、本研究では歴史的視点とジェンダー視点を組み合わせて当時の母子家庭の生活や実態を探ることとする。母子家庭にかかわる制度、施策を歴史的研究から考察し、現代の母子家庭の現状からも歴史に学ぶことを参考にしながら現代の母子福祉施策の現状の課題を考察することに中心をおいている。これから先の母子家庭の制度の充実には、昭和初頭から現代までの連続した日本の家族観やそこで生きた母子家庭の母親や子どもの実態を明らかにすることが重要である。これからの制度設計には、ジェンダー視点を抜きにして母子家庭の自立や生活の安定に繋がる施策を考えることはできない。それは、この視点を縦軸として考察を進めなければ、母子家庭の課題を打破することはできないと考えるからである。これが、本研究の特色である。

女性がなぜ、差別の対象となるのか、これが母子家庭にどのように影響するのか、男女平等社会とはどのような社会なのか、変容する家族の抱える問題などについて考えることが必要と思われる。

また、本研究では、現代の母子家庭の施策の現状や生活を知るために、全国母子寡婦福祉団体協議会が実施した「母子家庭の子どもを中心とした生活実態（ヒアリング）調査（2010・平成22年）」を中心とする調査結果の内容分析を綿密におこなう。この調査の特徴は、当事者組織の会員が調査員となって、調査実施をしていることである。また、文章記述欄にも多くの母子家庭の訴えがこめられている。数値の調査結果と組み合わせて、ヒアリング調査の特徴を生かしながら分析を行っていることも本研究の特徴と言える。このような特徴をもつ本調査の分析を基に、現在の母子家庭の現状とその施策の効果と問題、その後の方向性を考察する。

母子家庭の問題は女性がかかえる問題であり、それは社会的差別として現在も続いている。ジェンダーバイアスは潜在的意識として、母子福祉施策の設計に影響を与え、潜在的意識であるための問題をも背負うことになっている。しかし、女性が経済的自立を男性と同じようにすることが可能になればこの問題は、大きく転換するであろう。このためには何が必要なのか、この観点から既存の母子家庭施策が、母子家庭を支援する施策として効果を発揮しているかについても分析する。女性が働き続けるための制度や女性の社会参加への意識の定着を、今後施策としてどのように進めるかが課題である。

4, 研究方法

研究方法の視点を整理すると以下のようなになる。

歴史的な経過の中で母子家庭と母子施策を検討した。現代の母子家庭を理解する時には、時間軸の上にある家族制度の変化、家族の捉え方、ジェンダーの問題がどう反映しているのかという視点をもつことが重要である。母子福祉施策をみていく際の根幹は、現状での効果面の検討のみでなく、現在の施策を日本の家族制度、戦前の施策・戦後からの施策との関連で歴史的に位置付けてみること、ジェンダーの視点からもみることが大きな研究の柱であった。

母子施策制度の根底にある考え方を、戦前の家族制度との関係でみてみた。新憲法下で家族制度が廃止されたが、戦前の家族制度の下での家族についての考え方は国民の潜在的意識の中に現在もある。現在でも家族のあり方、捉え方は、戦前の家族制度の下での家族の捉え方の延長線上にある。離婚後の母子家庭が実家に頼って生活する傾向があるように、家族員が困った時は、互いに家族全体で面倒をみななければならないとする考え方もこの思いが影響している。実家の親もそのことをいやがらず受け入れる考え方が浸透していることが把握できた。現代の母子福祉施策について施策の背景とその目的、実際の効果について検討することを行った。財団法人、全国母子寡婦福祉団体協議会の調査（第2部、第6章・第7章・第8章）結果では、既存の制度と求められる制度の内容とのかい離を訴える

記述や、制度を運用する役所担当者の母子家庭への理解や配慮の不十分さと母子家庭の母親の制度理解のしにくさや活用の不十分な点について指摘された。現行の制度を効果的に活用する上での地域差もわかった。

ジェンダーの問題については、母子家庭におけるジェンダーバイアスの問題との関連について考察した。戦前は法制度上からも、男女差別が貫徹されていた。ジェンダーバイアスはあって当然視された時代、戦前のこのような限界の中で母子を貧困から救い出すというより、国策として母と子どもを救済するとした施策が行われた。

その後、戦後の母子福祉施策は果たして、ジェンダーの問題、ジェンダーバイアスの問題を払拭できていたのか。戦前に当然視された男女の社会的差別は形を変え、ジェンダーバイアスとして残っている。このジェンダーバイアスが戦後の施策、現在の施策に表れているかいないかについてみてみた。制度設計は人々の意識が反映された一定の社会的背景で行われ、新憲法の価値観が施策設計側の意識になりにくいからで、ジェンダーバイアスの問題が母子福祉施策に見られるなら、具体的に指摘検討していくことが、今後の母子福祉施策の重要なポイントになると考えた。

5. 現代の母子家庭について

母子家庭はその生活の支え手が女性であるということで、ジェンダーバイアスを顕著に受け、それにより貧困に陥りやすく、女性の貧困化の当事者であることが、大きな社会問題となっている。生活保護率が他の世帯より極めて高いこと、生活保護費以下の収入で生活する母子家庭が多いこと、そのために社会の底辺になりやすいのである。これらのことが、母子家庭が社会福祉の対象となる理由である。実家で生活している母子家庭の実数が統計でつかめない、実家で生活している母子家庭まで含んでの国の調査が困難なため、収入や生活面で母子家庭全体の実態が見えにくい現状もある。

全国母子寡婦福祉団体協議会の調査結果から、現在の母子福祉施策の課題は何か、母子家庭の母親が求めている社会支援と優先順位は何か具体的に示された。その調査から母子家庭の母親が抱える問題は見えてきたが、現状では今の母子福祉施策での問題解決はまだ不十分である状況もわかった。男女格差がまだ色濃く残る日本社会であるのに、制度設計の時は、男女平等という現実認識を土台に実施されることによって、制度そのものが有効に機能しない状況になっている。生活基盤の弱い母子家庭の母と子が厳しい生活を強いられる事になることがわかった。

現在の母子家庭の貧困問題は、アメリカで始まった女性の貧困化問題に続く社会現象と言われる。杉本（2004年）は、「日本の母子世帯の出現率が低かった理由が、日本的家族観や差別的な社会福祉施策であるならば、近い将来日本でも「貧困の女性化」が顕在化することになるかもしれない。あるいは、「貧困の女性化」が顕在化しないことと引き換えに、母子世帯の自立を阻む現状が継続することになるかもしれない」と述べている。ジェンダーバイアスの問題、女性の就労、家族の考え方、施策設計における歴史的経過との関連を

検討しなければならない。

6、母子家庭の福祉施策の課題と今後の方向性

アメリカの女性の貧困化問題の日本への表れが始まっている現状を直視せねばならない。この貧困化問題は、母子家庭の実態の把握が難しい現状から、母子家庭に対する貧困化対策そのものをわかりにくいものになっている。母子家庭に対しての貧困対策は急務である。それは、従来の生活保護制度だけではなく、母子家庭の母親が自立できる積極的な社会支援制度の構築である。

日本社会の歴史的母子施策の変遷の中、家族の存在は母子家庭を支える存在であったし、今もそうである。日本の母子福祉施策は、この位置づけで問題を解決しようとしてきたが、それは限界になっている。日本の制度設計の基本家族を現代の社会状況にあったものにしていく必要がある。母子家庭が、施策の活用を積極的に行えるようなシステムの構築を行うことである

イエスタ・エスピン=アンデルセンは、女性が家族によるケアの責任のなかに閉じ込められ続けるならば、家族と社会は莫大な量の潜在的な所得源を失うことになる」と述べ、女性が働かなければこれから先、社会の損失は膨大なものになると言っている。少子高齢社会の現状からも女性の労働は社会の期待するものとなっているし、その方向に向かっている。

女性が働きやすく、家庭から出て仕事をしようとする母親達にとっても、子育てをしながら働くことが無理なくできる社会は、少子化をくい止め、母子家庭の母親にとっても優しい社会になる。共働き家庭とひとり親家庭に対して、国が女性にやさしい家族政策に取り組むことが、女性の雇用の安定化を促し、経済的好循環に繋がると思われる。母子家庭の施策充実は、子育てしながら就労する女性の条件をより良くすることになり、母子家庭の生活の安定に繋がるのみでなく、子育て家庭の支援になることを再確認することが必要となる。

審査結果の要旨

本論文は、第2次世界大戦前から戦後に至る主要な日本の母子家庭政策が、どのような背景のなかで成立・変遷したのかを、ジェンダー視点を持って考察したものである。ここで言うところのジェンダー視点とは、先ずここでは、「女性の経済的自立が難しいという、いつの時代にも潜在的にある女性差別の問題を基本に据えて、施策の成立や変遷を明らかにする」という著者の文章を引用しておくにとどめよう。先行研究としての母子家庭の歴史研究はいくつもあるが、上記したようなジェンダー視点を持って行った母子家庭研究は殆ど無く、それが本論文の特色のひとつである。もうひとつの特色を先に明らかにしておく、本論文の第1部は上述したような歴史研究であるが、第2部として、現代の母子家庭を対象とした調査研究を行っていることである。調査研究を行ったことにより、通史的に存在する母子家庭問題と同時に、現代に特有の母子家庭問題の双方を明らかにしている。これらの特色を述べる前に、順序として、本論文の構成について述べることにする。

まず序章では、研究の目的、研究方法、先行研究の検討、本論文の構成、論文に関する言葉の定義について明らかにする。

第1部は、第2次大戦前から戦後期に至るまでの主たる母子家庭政策の成立とその背景についての記述である。第1章の中心的記述は、戦前期における重要な母子家庭政策である、母子保護法の成立についてである。母子家庭のおかれていた厳しい状況は通歴史的であるとはいえ、母子保護法成立の前後という時代は、女性差別がより当たり前な時代であった。激化する社会不安を和らげるために、1932(昭和7)年より救護法がやっと施行されたが、限定的な法であり、母子家庭対策は含まれていなかった。このような救護法の不備、母子心中の頻発等を理由として母子保護法が1937(昭和12)年に成立されるのだが、それが目的とするものは母と子を同時に保護することであり、富国強兵に役立つ母性保護が何にもまして重要な理由とされたのであった。

第2章では、やっと成立した母子保護法が施行された戦中期における庶民の生活、とくに母と子の生活について言及する。この時代は、家族全員全てが家長中心の家単位の中に序列化された一員であり、誰も個人としての人格、女性としての人格は認められていなかったから、母子保護法はあっても、家制度を補う範囲のものでしかなかった。夫のいない母と子は、家父長制の家族のなかに包含され、基本的に家族制度のなかで守られるに過ぎなかった。従って母子保護の施策があっても、恩恵的なものであり、施行は形骸的なものにすぎなかった。

第3章では、第2次世界大戦後の母子家庭施策について記述する。一般国民の生活苦にもまして、戦後の母子家庭の生活は非常に苦しかった。しかし母子家庭のなかでも、戦争未亡人は国のために尽くしたとして、優先的な保障が行われた。1952年(昭和27)に軍人恩給が復活し、同年、未帰還者留守家族等援護法により、留守家族手当も支給されるようになった。一方、一般の母子家庭に対しては、生活保護における改善が行われたのみであ

った。この時期、母子家庭は立場の違いで二分されたのだ。離別母子家庭は、死別母子家庭、特に戦争で夫を亡くした母子家庭とは異なる生活苦を背負うことになったのである。このような状況下において、消極的ではあるが、国が母子家庭に経済的支援を行うようになる。それが1952(昭和27)年に立法化された、母子福祉資金の貸付等に関する法律である。

第4章は、その母子福祉資金の貸付等に関する法律を手がかりにして、福祉政策の要求の増大と停滞の時代について記述する。戦中までは、家族制度を中心とする家父長制が形成され、母子家庭対策はその例外として捉えられたと記述したが、戦争後も、女性の平等が憲法に掲げられはしたが、国の制度設計の背景には依然として家族の存在があった。母子家庭の母は、経済的に苦しいだけではなく、働くことで差別偏見を持たれ、心身共に苦しい生活であった。このような状況下で母子福祉資金の貸し付け等に関する法律が制定され、不十分ながら母子家庭への経済的援護がスタートした。しかしこれは母子家庭を全て引き受ける法律ではなく、遺族援護的な色彩が強い、限定された内容の法律であった。

第5章は、前章で記述した、母子福祉資金の貸し付け等に関する法律は、母子福祉政策の中心となるような総合的な立法としては限界があった。一方で母子福祉施策の関連分野も広がり、未亡人対策だけではない総合的な体系化した母子福祉施策が必要とされるようになった。そのような法制化のための運動が、全国未亡人団体協議会が中心となって進められ、その結果成立したのが、1964(昭和39)年の母子福祉法(現在では、母子及び寡婦福祉法)である。ここに至って、死別・離別という母子家庭の分離は一応消滅したが、ここでも「母子一体」という考え方は貫かれている。今日においてもこれは日本特有の施策のありかたであり、女性に対する権利擁護が十分に確立されていないためであると言えるだろう。

第2部は、「現代の母子家庭が抱える生活実態と施策利用の実態」と題した、「母子家庭の子どもを中心とした生活実態調査」の分析と考察である。この調査は、2010(平成22)年に、全国母子寡婦福祉団体協議会が中心となって実施した調査である。著者は調査委員会の委員長として、本調査の企画時から実施に至るまで参加した。本調査は日本社会福祉学会の調査倫理に則って行われたものであり、また調査結果を資料として本論文に使用することも同協議会の了解済みである。同調査は、調査員による聞き取りにより実施されたものであり、調査員は当事者である地域の加盟団体の会員である。つまり、従来の調査と比べて、ピアな関係での聞き取りが行われた調査だと言える。

第6章は、調査全体を通して明らかになった「現代の母子家庭の全体像」を記述した。調査結果を総合すると、母子家庭の生活は、働いても生活保護と同額かそれ以下の収入であり、そのなかで母親は子どものよりよい育ちを生活の柱としていることが明らかとなった。第7章は、前もって記述してもらった母親へのアンケートを中心に分析した。厳しい現実のなかで、自立のために資格取得や雇用先確保に努力している母の姿が明らかとなった。第8章は、当事者である調査員から見た母子家庭像を分析した。母子家庭の生活が厳しいことは他の章の分析からも明らかであるが、当事者組織の調査員による調査活動が母

親へのピアサポートに結びつくこと、当事者組織の発展が必要であることが明らかとなった。

第9章は、全体のまとめである。現代の母子家庭政策の主たる柱となっている、生活保護、児童扶養手当、子育て施策、就業支援の実施といった政策の現状を紹介し、母子家庭施策がひとり親施策へと変わっていった経過を整理する。日本の母子家庭施策は歴史的に見ても、また現代の生活を見ても、家族の存在に支えられてきた。家族頼みでない政策を構築することが不可欠である。また、近年の傾向である男女共同参画社会が目指す画一的な中立的なジェンダー平等の政策ではなく、母子・父子施策においてはジェンダー視点を置き去りにすることなく制度設計することこそが必要である。女性に優しい家族政策とは、子育て家庭全般への支援となることを著者は強調する。

本論文の特色として冒頭に2点を掲げたが、同時にこれらの特色は、本論文の優れた点でもある。歴史研究にジェンダー視点を持ち込んだことについては、本論文は数少ない研究であると指摘できる。近年になり、研究の視点に新たにジェンダーを取り入れるという試みは行われるようにはなったものの、社会福祉の領域においては、近接領域である女性労働や社会保障の領域と比べてもきわめて遅い。いつの時代にも潜在的にある女性差別を基本に据えて歴史を読み解くことによって、母子家庭の抱える政策課題が家族によって自主的に解決させられてきたという、今日に至るまで通史的に存在する家族依存の問題を本論文は明らかにする。福祉国家が規定する、男性=一家の稼ぎ手、女性=家族のケアの担い手、という性別役割規範による構造は、他の福祉政策も同様ではあるが、母子家庭政策においても顕著に歴史的に貫かれている。本論文は母子家庭施策を例としながら、社会福祉政策全般が内包する矛盾を、象徴的に明らかにしたのである。

また、歴史研究だけに終始せずに、全国母子寡婦福祉団体協議会という母子家庭を組織する団体による調査研究によって、母子家庭の抱える現代的な問題を明らかにしたことも優れた点である。結果として、歴史的にも現代からみても、母子家庭の生活は働いていたとしても経済的に厳しく、家族依存に寄っているために実家との関係で大きな差が生じることが明らかとなった。また、当事者組織の結びつきが希薄になった今日においては、当事者組織の活動や結びつきがより求められていることも明らかとなった。

しかし、以上のような優れた点があるにもかかわらず、不足の点がないわけではない。一つは、ジェンダー視点を以てして母子家庭施策を再考するならば、母子家庭施策の実現に向けてジェンダー視点(という名称は使用しなかったが)やそれに類する視点を持って行われた過去の法制定運動等についても、記述してほしかったところである。母子保護法の制定を要求する母性保護運動や、母子福祉法の制定を働きかけた全国未亡人団体協議会等の運動は、問題ある局面もあったではあろうが、一定の効果を生んだ運動として評価できる点もある。そのような数少ない、しかし今日のジェンダー視点の礎となったであろう活動も記述してほしかったところである。

二つ目は、より現代的な課題である。歴史的に見ると進歩が少ない母子家庭施策ではあ

るが、ごく最近出現した「大きな変化」－母子家庭施策がひとり親施策へと変化した理由と過程について詳しく記述していないことである。男女共同参画社会の実現のために「中立」な政策を施行する方針によって、母子家庭施策が変更させられたこと、具体的には、従来母子家庭だけに支給されていた児童扶養手当が、同条件にある父子家庭にも支給されるように2010年8月から改正されたことについてである。著者はまとめの第9章で、現実的には収入等で大きな差がある母子家庭と父子家庭を「平等」に扱うことには異論を示しているが、この議論をより深める必要があったのではないだろうか。まだ変更されてから日が浅いため、具体的な資料が少ないという難しい点があったことは理解するが、現在母子家庭だけを対象とする母子生活支援施設や、各種年金や税金にも影響が及ぶ事柄であり、今後の母子家庭施策の行方を左右する問題であるだけに、避けては通れない議論のはずである。別の機会に、十分な議論を展開してほしいと願うものである。

このような注文はあるものの、本論文が社会福祉、特に母子家庭施策の分野において一定のレベルに達していること、特に母子家庭の歴史研究と調査研究を分析することにより、今日の母子家庭が抱える社会福祉の課題を明らかにしたことを評価して、当審査委員会は本論文が合格点に達しており、博士の学位を授与する資格があると判断した。